

平成 27 年 5 月 18 日

平成 27 年度発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業検討委員会 開催要綱

1 目的

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として実施される「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」（以下「モデル事業」という。）について、課題及び先駆的な取組を評価し、全国展開をする上での具体的方策を検討することを目的とする。

2 構成等

- ① 「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の下部に、発達障害児者支援開発事業分科会（以下「発達障害児者支援分科会」という。）、重症心身障害児者支援体制整備モデル事業分科会（以下「重症障害児者支援分科会」という。）を設置する。
- ② 検討委員会は発達障害児者又は、重症心身障害児者に関する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が選任する者をもって構成する。（別紙）
- ③ 検討委員会及び発達障害児者支援分科会、重症障害児者支援分科会（以下、「検討委員会等」という。）に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。座長は検討委員会等の会務を総理する。

3 検討委員会等の事務

- ① モデル事業実施計画書の評価に関すること。
- ② モデル事業実施団体の採択に関すること。
- ③ モデル事業の適切な遂行に質するための指導・助言・評価に関すること。
- ④ モデル事業実績の評価及びモデル事業の成果を踏まえた全国展開に関すること。
- ⑤ その他モデル事業の実施にあたり、検討委員会等において必要と認めた事項。

4 検討委員会等の開催

- (1) 検討委員会等は、実施団体の決定後、座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

5 その他

検討委員会等の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室において行う。

(別紙)

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業検討委員会委員名簿

構成員名		所 属
1	井上 雅彦	鳥取大学教授
2	内山 登紀夫	福島大学教授
3	大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授
4	志賀 利一	国立のぞみの園 研究部長
5	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター教授
6	柘植 雅義	筑波大学教授
7	奈良間 美保	名古屋大学教授
8	福岡 寿	北信圏域障害者生活支援センター
9	村松 陽子	京都市発達障害者支援センター長
10	米山 明	心身障害児総合医療療育センター

(敬称略、五十音順)

発達障害児者支援開発事業分科会委員名簿

構成員名		所 属
1	井上 雅彦	鳥取大学教授
2	内山 登紀夫	福島大学教授
3	志賀 利一	国立のぞみの園 研究部長
4	柘植 雅義	筑波大学教授
5	村松 陽子	京都市発達障害者支援センター長

(敬称略、五十音順)

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業分科会委員名簿

構成員名		所 属
1	大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授
2	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター教授
3	奈良間 美保	名古屋大学教授
4	福岡 寿	北信圏域障害者生活支援センター
5	米山 明	心身障害児総合医療療育センター

(敬称略、五十音順)